

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年六月二十五日奈良県指令桜土第四五―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十一月八日桜土第六四―八号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字大福八五八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷八六二番地一

ベリーハウス株式会社 代表取締役 岸本英男